

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年6月4日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 東京都江東区東雲2-13-45</p> <p style="text-align: center;">氏 名 晴海小野田レミコン株式会社 代表取締役 堀 川 和夫</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 03-3520-0355</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	晴海小野田レミコン株式会社
事業場の所在地	東京都江東区東雲2-13-45
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2122 レディーミクストコンクリート製造業
②事業の規模	製造品出荷額 2992百万円（前年度実績）
③従業員数	23名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 廃棄物処理フローシート参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2 廃棄物処理規定参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類
	排出量	14,494.00 t	7.00 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・納入先と打ち合わせを行い、戻りコン、残コンの発生を抑制する。 ・品質管理を徹底し不適合品の発生を低減する。 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類
	排出量	15,000.00 t	10.00 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・戻りコン、残コン、不適合品は社内で可能な範囲で分級、分離しリサイクルを行う。 		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・工程ごとに発生したものをそれぞれ保管を行う。 		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・工程ごとに発生したものをそれぞれ保管を行う。 		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	その他の汚泥			
排 出 量	112.00 t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	その他の汚泥			
排 出 量	150.00 t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	14,494.00 t	7.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	14,494.00 t	7.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	t	-	t

【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	t	-	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	その他の汚泥			
全処理委託量	112.00	t	-	t
優良認定処理業者への処理委託量	-	t	-	t
再生利用業者への処理委託量	112.00	t	-	t
認定熱回収業者への処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	t	-	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	15,000.00 t	10.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	15,000.00 t	10.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

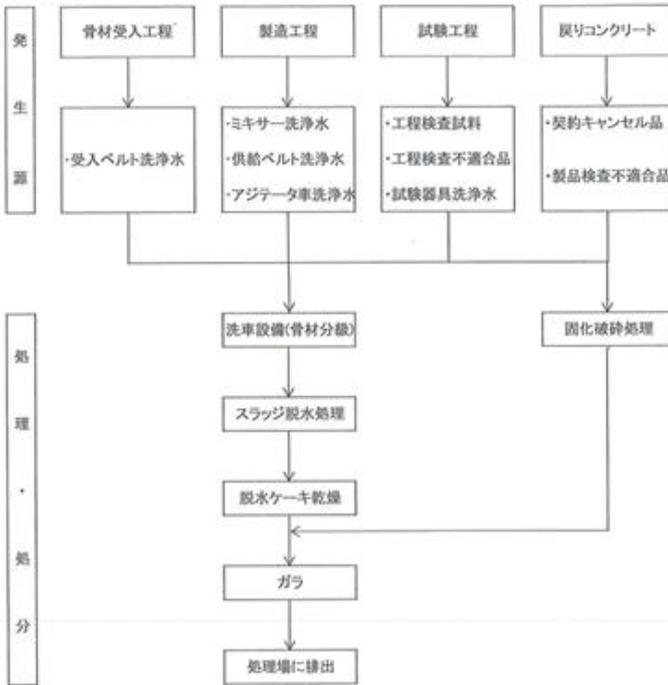
【目標】				
産業廃棄物の種類	その他の汚泥			
全処理委託量	150.00 t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	150.00 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1

産業廃棄物処理フロー



別紙 2

産業廃棄物 処理規定	名 称	産業廃棄物処理規定	規格番号	P-1
			頁	1
<p>1. 適用範囲 この規定は、当社が操業することにより発生する産業廃棄物の処理について適用する。</p> <p>2. 目 的 住み良い環境保全の維持のため、企業は産業廃棄物の減量に努める責任がある。発生した産業廃棄物は自らの責任において適切に処理することにより、地球環境保全に寄与し、地域住民の信頼を得ることを目的とする。</p> <p>3. 産業廃棄物の種類 1) がれき類(コンクリートの破片等) 2) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 3) 廃プラスチック類、金属くず等 4) 汚泥(不養生コンクリート等)</p> <p>4. 産業廃棄物の統括管理者及び担当部署 ・産業廃棄物統括者 : 工務長 ・産業廃棄物管理者 : 担当者 ・担当部署 : 生産管理課</p> <p>5. 産業廃棄物の統括管理者の責務 1) 産業廃棄物統括者は、企業活動によって発生した廃棄物に関する全般的事項について責任を負う。 2) 産業廃棄物管理者は、法令に定める産業廃棄物に関する文書処理事項及び技術的な事項並びに産業廃棄物の処理に関する教育の実施を行う。 3) 従業員は、自ら地球環境保全の意識を高め、統括管理者の指示に従って産業廃棄物の減量化に努める。</p> <p>6. 産業廃棄物の管理の方法 産業廃棄物の収集、運搬、処分は全て外注とし、その管理の方法は、表 P-1-1 による。</p>				

産業廃棄物 処理規定		名称	産業廃棄物処理規定	規格番号	P-1
				頁	2
表P-1-1 管理方法					
項目	区分	管理方法			
産業 廃棄物	種類	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類(コンクリートの破片等) ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・廃プラスチック類、金属くず等 ・汚泥(不養生コンクリート等) 			
	収集 運搬	収集業者の収集・運搬車に公的に許可されている業者とする。 外注先名簿 <ul style="list-style-type: none"> ・第一管村株式会社 第13-00-024666号(東京都) ・株式会社野村市街街1073-7 東京都江東区東横2-13-45 ・広瀬サービス株式会社 第13-10-068897号(東京都) ・東京都千代田区四番町7-7 ・新藤建設株式会社 第13-00-144049号(東京都) 第01000164049号(千葉県) ・株式会社野村市街街2044番地 ・クワン株式会社 第13-00-106641号(東京都) 第01200190641号(千葉県) ・千葉県取手市和良比101-1 第00000190641号(千葉県) ・京友成商株式会社 第13-00-119483号(東京都) 第01200119483号(千葉県) ・東京都大田区城町島一丁目1番3号 第01400119483号(神奈川県) ・株式会社豊田カンパニー 第13-00-203813号(東京都) 第01200203813号(千葉県) ・神奈川県横浜市中区磯子区牛久保二丁目10番18号 ・株式会社アライ 第13-00-109346号(東京都) 第000001809346号(千葉県) ・株式会社野村市街街中子2329番地11 ・株式会社森 第13-10-229736号(東京都) 第01900229736号(神奈川県) ・神奈川県横浜市磯子区長瀬山田みみ5丁目23番地2 			
	外注内容 外注手続	産業廃棄物の収集・運搬業者の収集・運搬方法を、必要事項を記入し記述欄の上、契約書を交わす。			
	管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証の写し(確認(許可の有効期間)) ・稼働量の履歴 ・マニュアルの保管 			
総合	外注先名簿	産業廃棄物の処分業者の許可されている業者とする。 外注先名簿 <ul style="list-style-type: none"> ・天威ロワック株式会社 第13-20-001900号(東京都) ・東京建設東区線の森2丁目1-41、東京都大田区城町島5丁目1-1 ・広瀬サービス株式会社 第13-10-008897号(東京都) ・東京都千代田区四番町7-7 ・有明社建設システム 第01200001234号(千葉県) ・群馬県太田市長瀬町太田市街街大字赤沼177番地の1 ・吉田建設株式会社 第13-20-170274号(東京都) ・東京都江東区新砂9-11-10 ・宇成建設株式会社 第04000020213号(千葉県) ・株式会社野村市街街中子2340 ・株式会社立東アール 第10420190448号(千葉県) ・千葉県成田市西郷2-23 ・京友成商株式会社 第01200119483号(千葉県) ・東京都大田区城町島一丁目1番3号 ・右衛門社大田区磯子区 第00920020288号(千葉県) ・株式会社野村市街街中子2340 ・新藤建設株式会社 第00920101602号(千葉県) ・株式会社野村市街街中子2340 ・株式会社豊田カンパニー 第00920012706号(千葉県) ・株式会社野村市街街中子2340 ・アライ総合建設株式会社 第00920007077号(千葉県) ・株式会社野村市街街中子2340 ・株式会社アライ 第00920003961号(川崎市) ・神奈川県川崎市磯子区磯子1-1 ・新藤建設工業株式会社 第01200110451号(千葉県) ・千葉県市川市市川1000-1 			
	外注内容 外注手続	産業廃棄物の処分業者 外注先と処分方法及びその必要事項を記入し記述欄の上、契約書を交わす。			
	管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証の写し(確認(許可の有効期間)) ・マニュアルの保管 			

産業廃棄物 処理規定	名 称	産業廃棄物処理規定		規格番号	P-1																						
				頁	3																						
<p>7. 設備の届出の義務 産業廃棄物発生設備の新設及び変更を行った場合は、法令に従い必ず所轄官庁に届け出る。</p> <p>8. 記録 1) 許可書の写し 2) 産業廃棄物マニフェスト</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>制定</th> <th>平成 26 年 6 月 23 日</th> <th>実施</th> <th>平成 26 年 7 月 1 日</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">改 訂</td> <td>H 27 . 2 . 1</td> <td>H 27 . 7 . 1</td> <td>H 29 . 12 . 11</td> <td>2019 . 6 . 1</td> <td>2020 . 12 . 15</td> </tr> <tr> <td>2023 . 5 . 1</td> <td>2024 . 12 . 26</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						制定	平成 26 年 6 月 23 日	実施	平成 26 年 7 月 1 日			改 訂	H 27 . 2 . 1	H 27 . 7 . 1	H 29 . 12 . 11	2019 . 6 . 1	2020 . 12 . 15	2023 . 5 . 1	2024 . 12 . 26								
制定	平成 26 年 6 月 23 日	実施	平成 26 年 7 月 1 日																								
改 訂	H 27 . 2 . 1	H 27 . 7 . 1	H 29 . 12 . 11	2019 . 6 . 1	2020 . 12 . 15																						
	2023 . 5 . 1	2024 . 12 . 26																									